

研究指導 石光 真 教授

会津若松市の認可保育施設による 質的保育サービスの供給と保育ニーズについて

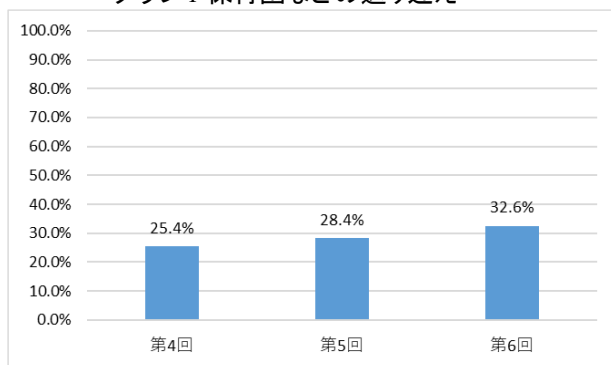
渡邊 南菜子

1. 研究背景

1.1 保育需要

三菱UFJリサーチ&コンサルティングが行った第6回全国家庭動向調査では、夫婦の家事遂行の頻度をたずねている。遂行頻度が「毎日・毎回する」と回答した妻の割合は、多くの項目で9割を超え、妻がほとんどの家事を行っていることがわかる。保育園などの送り迎えでは、妻の割合が88.1%と高く、送り迎えは妻がするケースが多いことがわかる。子どもが3歳までの夫の育児の遂行頻度を、「毎日・毎回する」から「週1〜2回程度する」の合計を週1〜2回以上と区分した。第4回から第6回にかけて保育園などの送り迎えの夫の割合が上昇しており、第6回調査で「週1〜2回以上」と回答した世帯の割合は32.6%だった。しかし未だ3割程度にとどまっている。

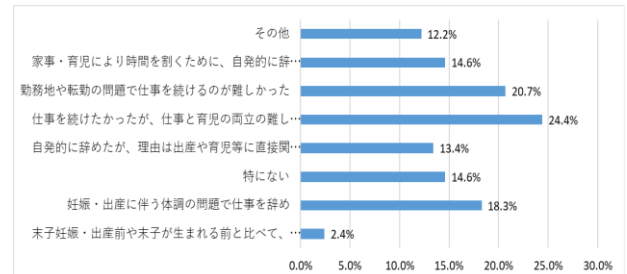
グラフ1 保育園などの送り迎え



三菱UFJリサーチ&コンサルティング
全国家庭動向調査より筆者作成

末子妊娠判明当時の仕事を辞めた理由では、女性・正社員は「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさで辞めた」が最も高く24.4%、「勤務地や転勤の問題で仕事を続けるのが難しかった」が20.7%、「妊娠・出産に伴う体調の問題で仕事を辞めた」が18.3%となっている。このことから、女性の仕事と育児の両立困難性が就業選択に影響を及ぼしていることがわかる。

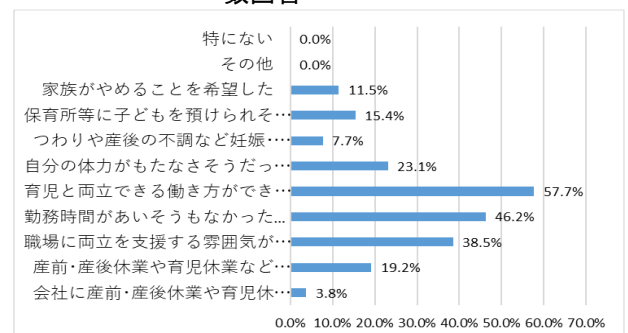
グラフ2 末子妊娠判明当時の仕事を辞めた理由:複数回答



三菱UFJリサーチ&コンサルティング
全国家庭動向調査より筆者作成

「仕事と育児の両立の難しさで辞めた」の詳細な理由は、女性・正社員は「育児と両立できる働き方ができなさそうだった(できなかった)」が57.7%で最も高く、次いで「勤務時間が合いそうになかった(合わなかった)」が46.2%であった。女性・非正社員では「会社に産前・産後休業や育児休業の制度がなかった」が44.4%で最も高く、次いで「育児と両立できる働き方ができなさそうだった(できなかった)」が33.3%であった。このことから勤務時間が育児と合っていないことがわかる。

グラフ3 仕事と育児の両立の難しさで辞めた理由:複数回答



三菱UFJリサーチ&コンサルティング
全国家庭動向調査より筆者作成

1.2 保育の分類

保育園とは、就労などのため家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設のことである。

幼稚園とは、小学校の教育の基礎をつくるために幼児期の教育をする学校のことである。

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所を併せ持っている施設のことである。

ある。

認可保育所とは、区市町村が設置した民間事業者等が都道府県知事等の認可を受けて設置した保育所のことである。

認可外保育施設とは、上記の「認可保育所」以外のこどもを預かる施設の総称のことである。

1.3 質的供給と量的供給の定義

本研究の質的供給と量的供給の定義として、基本サービスである通常保育を量的供給とする。延長保育、夜間保育、病児保育、低年齢児保育などの保護者の時間的制約を緩和する上乘せのサービスを質的供給と定義する。

低年齢児保育とは、0歳～2歳までのこどもの保育のことで、早期に職場復帰を希望する人に対応した保育である。保育士1人当たりの子どもの人数が少なく、人件費などの保育にかかる費用が高い。

病児保育とは、事前に医師の診断を受けて利用が認められた場合に利用する保育のことである。看護師や保育士が常駐して子どもの体調を管理する。

預かり保育とは、幼稚園が通常の教育時間外に子どもたちを預かることである。

1.4 延長保育とは

保育者の勤務時間などにより、利用認定を受けた時間帯を超えて保育が必要な児童を対象に別途料金を徴収のうえで延長して実施する保育のことである。

一般型は、11時間の開所時間を超えて保育を実施する標準時間認定と、各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて実施する事業とに区分される。

1.5 認可保育施設と認可外保育施設の違い

認可保育所は条例・規則に基づく設置・運営基準があり、認可外保育施設は要綱に基づく運営基準がある。認可保育所保育の必要性があると区市町村が認定した児童を保育する施設であり、区市町村の子ども子育て支援事業計画に基づき計画的に設置される。施設認可外保育施設は、設置者が自由に設置できる。保育料については、認可保育所等は、区市町村が保護者の収入に応じて定めているため、その地域内のどの保育所に入所しても原則同じ金額になる。

認可外保育施設は、設置者が自由に設定できるため、施設によってさまざま認可保育所等は、運営費等が国、都、区市町村から出ている。認可外保育施設は、原則として保護者からの保育料のみで運営されている。

2. 先行研究

平河(2018)は祖父母や保育所が母親の就業選択に与える影響に着目して、データを用いて実証分析を行った。祖父母との同居は母親の就業確率を有意に上昇させる。祖父母との同居は母親の就業確率に対して正の効果があるものの、有意ではない。このことは、祖父母との同居が母親の就業に与える効果が、祖父母宅から遠方に住んでいる場合の母親の就業に与える効果と変わらないことを示唆している。

中山(2020)は、認可保育所が提供する土曜保育、休日保育、病後保育に注目し、母親はサービスに反応しているのか、またどのようなサービスが母親の就業に影響をもたらすのかをデータ分析とアンケート調査にて調べた。母親の就業を効果的に促進させるためには、単に保育施設の容量を充実させるだけでは不十分で、時間や質などその他の側面で母親のニーズに合わせた保育サービスを提供する必要性を示唆している。保育所定員率と同様に特定のサービスを提供する保育所の存在は母親の就業確率を有意に高めていることが明らかとなった。特に土曜保育といった時間に関する保育サービスを提供する認可保育所が、そうでない保育所に比べ就業促進効果を持つことが確認された。時間に柔軟な保育施設の利用が可能になることで、母親がより働きやすくなることがわかった。

3. 本研究の目的

先行研究より、保育サービスと家族のサポート、母親の就労は相互に影響していると考えられる。保育サービスの質的供給、祖父母との同居・近居、女性の就労状況、保育ニーズの観点から会津若松市の保育状況を調査する。

会津若松市の待機児童が解消されている現状から、会津若松市は保育サービスにおける量的供給を満たしていると考えられる。保育サービスは量的供給から質的供給へと高次的に供給されることが望ましいとされている。量的供給が既に満たされていると考えられる会津若松市において、量的供給と質的供給が充分かどうかを明らかにする。

以上を研究目的とする。

4. 研究方法

会津若松市役所こども保育課へメール取材とインタビューを行った。

5. 調査結果

5.1 就労状況

会津若松市の母親の就労状況を知るにあたって、会津若松市が発表している「市子ども・子育て支援

事業計画 第2期 計画子育て世帯の状況変化」を用いた。子育て世帯の状況変化とは会津若松市の子育て家庭の就労状況を平成20年から平成30年まで5年ごとに調査したものである。

表 1 子育て世帯の状況変化

区分	H20	H25	H30
ひとり親家庭	9.3	6.7	4.4
フルタイム×フルタイム	34.4	42.8	54.4
フルタイム×パートタイム	16	16.3	18.2
専業主婦（夫）	35.5	33.7	22.5
パートタイム×パートタイム	0.4	0.3	0.2
無職×無職	0.6	0.3	0.3
その他	3.7	0	0
合計	100	100	100

「市子ども・子育て支援事業計画 第2期 計画子育て世帯の状況変化」より筆者作成

図表を読み取ると、平成20年から30年にかけてフルタイム×フルタイムの値が増加し続けていることがわかる。

この理由を会津若松市子ども保育課に話を伺うと、5年間のうちに有効求人倍率が好転していることが要因に挙げられることがわかった。建設業など、女性が応募できる求人の職域が拡大していることや、女性の高学歴化が進み、卒業後に正社員就職する人数が増えていることが要因として考えられる。企業の福利厚生制度の充実により、女性の働きやすさが向上したことも挙げられるとの回答もあった。

5.2 病児保育の利用状況

会津若松市には、2か所の病児保育事業所がある。1か所は市の委託により医療法人が実施しており、1か所は国からの支援を受けて企業主導型保育事業所が事業を実施している。このほかに、在園児を対象に病児保育を実施している認可外保育施設が1か所ある。病児保育の利用状況は新型コロナウイルスの流行の懸念により利用数は減少したが、病児保育の需要はあるという。

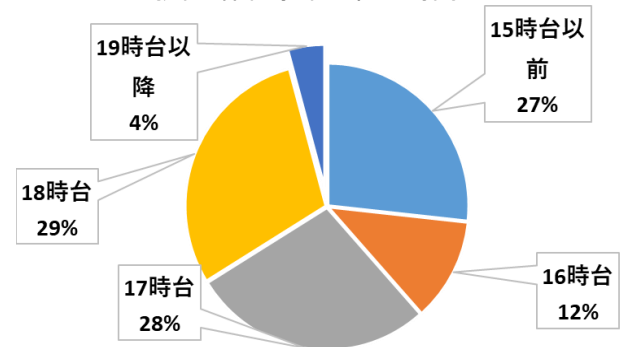
事前に医師の診断を受け、病児保育所の利用が認められた場合に利用することができる病児保育所では、看護師や保育病児保育所では、看護師や保育士が常駐し、子どもの体調を管理している。共働きの子育て世代において、緊急時における子育てと就労の両立を図る上で、病児保育所はなくてはならない存在といえる。

5.3 延長保育の利用状況

会津若松市の子育て世帯の利用時間を知るにあたって、会津若松市が発表している「平成30年度会津若松市子ども・子育て支援事業計画策定に係る

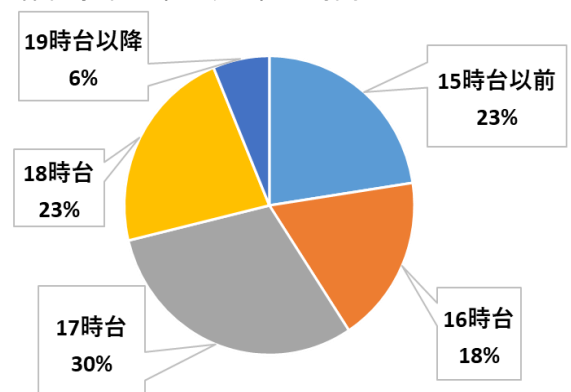
ニーズ調査の報告」を用いた。【月曜日～金曜日】現在定期的に利用している教育・保育事業の終了時間にて、15時代以前、16時台、18時台までを18時台以前と区分する。18時台以前は9割を占め、19時台以降は4.2%であった。希望する教育・保育事業の終了時間も同じく区分すると、18時台以前までが9割を占め、19時台以降は6.3%であった。認可保育施設において19時以降の需要が少ない。またこの2つのグラフを比べると、19時台以降において希望が利用の値をわずかに上回っている。

グラフ 4 【月曜日～金曜日】現在定期的に利用している教育・保育事業の終了時間



会津若松市「平成30年度 会津若松市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の報告」より筆者作成

グラフ 5 【月曜日～金曜日】現在定期的に利用している教育・保育事業の希望する終了時間



会津若松市「平成30年度 会津若松市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の報告」より筆者作成

認可保育施設において延長保育にあたる19時以降のニーズが少ない理由は、認可保育施設の保育時間終了後に非認可保育施設に預けると費用がかかるため、19時以降の利用者は最初から非認可保育施設に預けているケースが多いからだという。会津若松市の延長保育は医療従事者の利用が多いという。

利用時間と希望時間が18時台以降の理由は、19時台以降まで保育施設を利用すると、買い物や移動時間の後のこどもの夕食や就寝時間が遅くなってしまふため、子どもへの配慮による結果だという。

会津若松市において、令和2年度は、38か所の認可保育施設で1,427人の利用があった。

表 2 延長保育の利用実績

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数	1,906	2,021	2,005	2,029	1,710	1,427
実施箇所数	27	28	32	35	36	38

「延長保育の利用実績」より筆者作成

5.4 保育施設の状況

会津若松市では保育園・幼稚園のこども園への移行が増加しているという。保育園の場合、仕事を辞職すると退園になるが、こども園の場合は園内で保育から幼稚へと移行できる。こども園だと家庭の状況の変化に柔軟に対応できる。

5.5 会津若松市の保育需要の現状

会津若松市における乳幼児数(0~5歳)は、保育所や認定こども園などの教育・保育施設への入所比率は上昇している。また平成22年では保育施設(保育所)と教育施設(幼稚園)を利用する割合はほぼ同じだったが、令和2年では保育施設の利用割合(保育認定の割合)が8割を越すなど、大きな変化が見られる。子育て世代の環境変化により、保育ニーズが増大していることを意味していると考えられる。

表 3 会津若松市における乳幼児の施設利用の推移

年度	人口	乳幼	入所児童数	入所比率	保育利用数	教育利用数
					比率	比率
H22	126,839	6,281	3,803	60.5%	1,883	1,920
					49.5%	50.5%
H29	120,946	5,594	3,806	68.0%	2,782	1,024
					73.1%	26.9%
R2	117,542	5,108	3,733	73.1%	3,003	730
					80.4%	19.6%

「会津若松市における乳幼児の施設利用の推移」より筆者作成

会津若松市の保育需要は拡大している。しかし、それに伴って教育需要が減少しているわけではない。保育と教育の両方の提供が必要であるという。以前までは、幼稚園は教育、保育園は保育という位置づけだった。しかし保育指標にも教育が盛り込まれるようになり、現在では保育施設でも教育がなされている。

保護者による保育施設の選定状況では、自宅や職場から通える距離を前提に、施設見学や子どもへのサービスの充実を参考にする声もあるという。また、雪により道が狭くなることから、家から近い施設を選ぶという雪国ならではのケースもみられた。兄弟が

多い世帯では制服代や送迎バス代がかかるため、幼稚園より保育施設を選択するケースがあるという。

5.6 親世代の同居の祖父母による育児サポートの状況

会津若松市は核家族の増加により3世帯同居率は減少している現状である。曾祖父母の介護や祖父母の就労により、同居・近居していたとしても、祖父母による育児サポートを受けられるというわけではない。そのため、祖父母が同居・近居していても保育需要はある。会津若松市では入所審査を入所基準と称して実施している。祖父母と同居している場合は、自宅に人がいることになるため保育が欠けている対象にならず、入所基準の減点の対象となってしまう。こども入所基準を行っているが、祖父母と同居している世帯で保育施設の利用を申請する人はいないという。

5.7 保育施設の量的供給について

会津若松市の認可保育施設において公立は3つあり、それ以外は私立である。歴史的にも私立の認可保育施設が保育の受け皿になってきた。会津若松市では地域による保育の受け皿は若干の差異がある。しかし会津若松市全体でみると量的供給は満たせる状態である。地域の差異に対応して施設を増やした場合、少子化の背景もあり、定員割れにつながる恐れがあるという。量的供給の面では国基準の待機児童は解消できているという。しかし希望の保育施設を利用するために待機している児層は存在している。少子化の背景もあり、きめ細かい入所の調整や年度途中を行い、子育て世帯が預けたい際に預けることのできる受け皿は整備できているため、量的供給は満たせているという。

5.8 今後の課題

少子化や核家族の進行、働き方の多様化などで子育て世代を取り巻く環境が大きく変化しており、保護者のニーズも変化していると考えられる。核家族化の進行や都働き世帯の増加などもあり、「家庭」での養育力(子育て力)の低下が危惧されている。行政としては、周囲に頼れずに孤立する家庭等が増加しないように適切な支援策を講じることが重要だとしていた。「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠・出産・子育てに係る悩み相談をはじめ、切れ目のない支援を通して、保護者が安心して産み育てられる体制を構築している。「地域子育て支援センター」では、市内の保育所や認定こども園において、保育士等による相談や保護者の交流の場の提供、園庭開放などの活動の場の提供等を行っている。現在は26か所設定されており、地域の子育て支援の拠点に

なっている。今後こうした取組を進めていくことにより、子育て世帯を支える体制を充実させていくことが重要だとしている。

今後の課題としては、情報が利用者に伝わっていないことが原因で利用できるサービスが利用者に伝わっておらず、需要と供給のギャップが生まれていることだという。

また保育施設の人手不足が問題視されている。会津若松市役所では、保育士の就労環境の改善に取り組んでいる。徐々に改善されてきているが、今後取り組んでいく課題だとしている。

6. 分析方法

本研究では会津若松市における認可保育施設と幼保連携型こども園の保育の定員充足率と入所開始可能年齢との相関について、相関係数、t検定、5つのカテゴリデータを用いて検証する。

7. 分析結果

認可保育施設と幼保連携型こども園の保育の定員充足率の平均値を比べると、1.0692と1.0378とで差があまりなかった。

認可保育施設と幼保連携型こども園の保育の分類をせずに、入所開始可能年齢に着目して8週から3ヶ月までを3ヶ月以前、6ヶ月から満1歳を6ヶ月以降とで区分した。

平均値は、3ヶ月以前は1.1031、6ヶ月以降は0.9866だった。

t検定分散が等しくないと仮定した2標本による検定による分析結果は、片側が0.0424、両側が0.0848となり2つの間に関係性はみられなかった。

相関係数は、3ヶ月以前は0.6172、6ヶ月以降は0.5243であった。

以上のことから2つの間に関係性はみられなかった。

認可保育施設と幼保連携型こども園の保育の定員充足率の分類をせずに、入所開始可能年齢の8週、3ヶ月、6ヶ月、10ヶ月、満1歳ごとに分類して5つのカテゴリデータで分析した。相関比は-0.18509569であり定員充足率と入所可能年齢との間に関係性はみられなかった。

8. 結論

保育需要の面では、就業を継続させるうえで時間を柔軟にする延長保育の需要が高いと考えていた。しかし、認可保育施設における子育て世帯の延長保育の需要は少なかった。19時以降で保育に欠ける親は存在する。医療従事者が延長保育を希望しているが、非認可保育施設において需要が解消されて

いた。会津若松市では医療従事者が延長保育や夜間保育を希望しているが、認可外保育施設や事業所内保育所において需要が満たされているといえる。

以上のことから、会津若松市において量的供給も質的供給も充分であるとする。

謝辞

御多忙の中、本研究のインタビューにご協力してくださった会津若松市役所こども保育課の伊藤様、村上様、佐治様、秘書広聴課の上野様には厚く御礼申し上げます。

参考文献

- [1] 内閣府「子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】【資料 6-3】」
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/r020221/pdf/s6-3.pdf>
- [2] 大阪府 こども青少年局保育施策部保育企画課「延長保育」
<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000370530.html>
- [3] 東京都福祉保健局「認可外保育施設に関するQ&A」
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/qa.html>
- [4] 内閣府「認定こども園概要」
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/gaiyou.html>
- [5] 平川麻璃絵「祖父母による保育の利用可能性と保育所による保育の利用可能性が母親の就業に与える影響」(2018)
https://www.jstage.jst.go.jp/article/nenkinkenkyu/10/0/10_53/article-char/ja/
- [6] 中山真緒「保育所がもたらす母親の就業促進効果——認可保育所が提供するサービスに注目して」(2020)
<https://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2020/06/pdf/056-073.pdf>
- [7] 会津若松市「会津若松市子ども・子育て支援事業計画」
<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2015020600015/>
- [8] 会津若松市「平成30年度 会津若松市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の報告」
<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

jp/docs/2019051000011/

- [9] 2018年 社会保障・人口問題基本調査 第6回
全国家庭動向調査 報告書
<https://www.ipss.go.jp/ps-katei/j/NSFJ6/Mhoukoku/Mhoukoku.pdf>
- [10] 平成29年度 仕事と育児の両立に関する実態把握のための調査研究事業 報告書 労働者アンケート調査結果
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000174277_3.pdf
- [11] 平成30年度 仕事と育児の両立に関する実態把握のための調査研究事業 報告書 労働者アンケート調査結果
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000534372.pdf>